

都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地方創生の実現について

- (1) 地域おこし協力隊員について、特別交付税における前住所要件の撤廃及び同隊員招致に係る準備経費を対象とするなど、財政支援の改善を図ること。
- (2) 地方創生関連の交付金については、地方の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な運用を図り、引き続き、十分な予算を確保すること。
また、地方創生推進交付金の申請手続きについて簡素化・合理化を図ること。
- (3) 企業の地方拠点の拡大を図り、地方への移転の流れを確実なものとするため、税制特例措置の適用期間を更に延長するとともに、地方企業の賃金、待遇改善に向けた支援策を充実すること。
また、国においても、企業の地方への本社機能移転に対する機運醸成に取り組むこと。
- (4) 企業の地方移転を促進し、農村の持続的発展と地域経済の活性化を図るため、「過疎法」及び「地域未来投資促進法」に基づく地方税の減収補てん制度を地域の実情に応じて柔軟に運用すること。
- (5) 地方における財産相続の負担軽減と事業継承促進に向けた支援策の拡充を図ることで、担い手となる若者層の首都圏流出を抑制し、過疎地域での事業や技術を着実に継承できるようにすること。
- (6) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、減税割合の引上げ等、制度の拡充を図るとともに、適用期限を延長すること。

2 地方交付税等の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税を確保するとともに、人口減少や基金残高増加が普通交付税減額の要因とならないよう、算定方法の見直しなど適切な措置を講じること。
- (2) 新たに発生する財政需要については、一般財源総額の同水準ルールとは別枠で必要額を確保するとともに、地方交付税の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げ等により、特例措置である臨時財政対策債に依存しない制度を確立すること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への運営費支援について、従来どおり基準額の全額を特別交付税措置すること。
- (4) 地域医療体制維持のため、公的病院に対し、公立病院への普通交付税措置と同程度の財政支援を講じること。

- (5) 地域おこし協力隊員の活動経費など、国の施策を推進する取組の財源には個別の補助金で措置し、特別交付税は災害対応など、特別な財政需要への補填とすること。

3 地方債等の充実について

- (1) 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、年利等の対象要件を緩和したうえで、再度実施すること。
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、財政負担の平準化を図り、安定的かつ計画的な事業実施のため、所要額を確保するとともに、市町村が幅広く利用できる制度とすること。
また、公共施設等適正管理推進事業債の失効期限を延長し、存続すること。
- (3) 退職手当債発行可能額にかかる標準退職手当額の算定方法を見直すこと。

4 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき実施する事業やサービスについて、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの所要額を確保するとともに、翌年度精算方法の導入を図ること。

5 過疎対策の推進について

過疎地域自立促進特別措置法で指定されている一部過疎地域を含めた過疎地域が、これまでと同様に実効性ある過疎対策を推進できるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

6 教育環境・文化振興の充実強化について

- (1) 児童生徒にきめ細やかな指導が行えるとともに教職員の多忙を解消するため、教職員等の基礎定数について改善計画を策定し、早期に定数の見直しを図ること。
- (2) 特別支援教育の充実を図るため、教育補助員や介助員等の特別支援教育支援員の配置等に対する財政措置を拡充すること。
- (3) よりきめ細やかな指導体制を築くため、小中学校における30人学級編制を実現すること。
- (4) 高等学校教育における公私格差を解消するため、就学支援金を拡充するとともに、私立高校の安定的な運営ができるよう、私学助成の拡充を図ること。
- (5) 中学校運動部活動において、学校と地域のスポーツ団体とが協働して部活動に取り組む環境整備に向けた制度を構築すること。
- (6) 公立学校施設の新増改築、耐震化・老朽化対策、学習環境改善のための施設整備等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保すること。
また、地震防災対策特別措置法による公立小中学校耐震補強事業の補助率嵩上げを令和3年度以降も継続すること。
- (7) 学校におけるICT環境を整備するため、機器の整備に十分な財政措置を講じること。
- (8) 犯罪から子どもを守るための対策に関する各省庁の取り組みを一層推進するとともに、地方自治体の取り組みに対する財政支援等を充実し、十分な予算を確保すること。

また、通学時における子どもの安全確保に関するガイドラインを作成すること。

(9) 大型開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を定期的に実施するため、埋蔵文化財専門調査員の確保対策を講じること。

7 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度システムの整備やコンビニ交付に係る運営費用については財政措置を継続し、全額国庫負担とすること。

8 地デジ放送移行後の支援について

地上デジタル放送移行により必要となった、共聴組合施設の維持管理費、大規模修繕や撤去費用について、支援制度を創設するとともに、共聴施設等の整備に伴い必要となった電柱共架料について、負担軽減措置を講じること。

9 地縁団体の認可について

自治会機能を維持するため、過疎が進む地域の実態を踏まえ、区域外に住所を有する個人も構成員にできるよう、認可地縁団体の要件を緩和すること。

10 地籍調査事業の推進について

地籍調査事業を円滑に推進するため、国庫負担金分について十分な予算措置を講じること。

11 廃止石油坑井封鎖事業への対応について

廃止石油坑井封鎖事業については、市町村が法的根拠もなく、技術的ノウハウもない中で事業主体となることは負担が大きいため、国の責任において全面的に事業実施すること。

12 会計年度任用職員に対する給付の対応について

会計年度任用職員制度導入に伴う財源について、財政措置を講じること。

13 不動産競売に伴う登録免許税の納付について

固定資産税等を適切に賦課するため、不動産競売に伴う所有権移転登記が確実に行なわれるよう、不動産買受人に対して、民事執行法における登録免許税の納付を義務付けること。

14 若年者就労支援の充実について

若年無業者に対する就業支援を継続的に実施するため、地域若者サポートステーション事業の委託期間を複数年とすること。

また、市町村が民間団体と連携して実施する支援事業に対して、十分に財政支援すること。

15 人権擁護の推進について

人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待等の人権侵害を防止するとともに、実効性のある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。